

## 鹿 児 島 県 公 報

平成30年 6 月 22 日（金）第3427号の 3



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

○鹿児島県中小企業制度資金融資要綱の一部を改正する要綱（※）（経営金融課取扱い） 1

## 告 示

## 鹿児島県告示第704号

鹿児島県中小企業制度資金融資要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

平成30年 6 月 22 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県中小企業制度資金融資要綱の一部を改正する要綱

鹿児島県中小企業制度資金融資要綱（昭和47年鹿児島県告示第1218号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

- (12) 霧島山火山活動緊急経営対策資金（霧島山の一連の火山活動に起因して生じた事由により経営に影響を受けた中小企業者又は組合が経営の安定化のために必要とする資金をいう。）

第6条第1項中「第10号まで」の次に「又は第12号」を加え、同項の表中小企業振興資金の項中

「 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条の規定による認定を受けた者（以下「青少年雇用促進等認定事業者」という。）にあつては、都道府県労働局長の認定通知書の写し

鹿児島県女性活躍推進宣言企業（鹿児島県女性活躍推進会議から女性の活躍に資する取組を選定し宣言を行う企業として登録を受けた企業をいう。）で、かつ、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条第1項に規定する一般事業主行動計画を策定した者（以下「女性活躍推進宣言企業登録事業者」という。）にあつては、鹿児島県女性活躍推進会議事務局長の通知書の写し及び都道府県労働局長に届け出た一般事業主行動計画策定届又は一般事業主行動計画変更届の写し（都道府県労働局の受付印のあるものに限る。以下同じ。）

を

「 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条の規定による認定を受けた者（以下「青少年雇用促進等

認定事業者」という。)にあつては、都道府県労働局長の認定通知書の写し(運転設備資金の申込みを行う者に限る。)

鹿児島県女性活躍推進宣言企業(鹿児島県女性活躍推進会議から女性の活躍に資する取組を選定し宣言を行う企業として登録を受けた企業をいう。)で、かつ、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条第1項に規定する一般事業主行動計画を策定した者(以下「女性活躍推進宣言企業登録事業者」という。)にあつては、鹿児島県女性活躍推進会議事務局長の通知書の写し及び都道府県労働局長に届け出た一般事業主行動計画策定届又は一般事業主行動計画変更届の写し(都道府県労働局の受付印のあるものに限る。以下同じ。)(運転設備資金の申込みを行う者に限る。)

かごしま「働き方改革」推進企業認定制度実施要領(平成30年6月11日施行)第5条第1項の規定による認定を受けた者(以下「働き方改革推進企業認定事業者」という。)にあつては、知事の認定証の写し(運転設備資金の申込みを行う者に限る。)

に改め、同表小規

模企業活力応援資金の項、同表新事業チャレンジ資金の項、同表観光・ものづくりパワーアップ資金の項及び同表事業承継対策資金の項中

女性活躍推進宣言企業登録事業者にあつては、鹿児島県女性活躍推進会議事務局長の通知書の写し及び都道府県労働局長に届け出た一般事業主行動計画策定届又は一般事業主行動計画変更届の写し

を

女性活躍推進宣言企業登録事業者にあつては、鹿児島県女性活躍推進会議事務局長の通知書の写し及び都道府県労働局長に届け出た一般事業主行動計画策定届又は一般事業主行動計画変更届の写し  
働き方改革推進企業認定事業者にあつては、知事の認定証の写し

に改め、同表に次

のように加える。

霧島山火山活動緊急経営対策資金	霧島山火山活動緊急経営対策資金融資対象該当申告書(別記第8号様式の2)
-----------------	-------------------------------------

第7条第1項に次の1号を加える。

(4) 霧島山火山活動緊急経営対策資金融資対象該当申告書(別記第8号様式の2)

第11条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第11条 削除

第12条に見出しとして「(報告書の提出等)」を付し、同条第4項を次のように改める。

4 取扱金融機関が前項に規定する報告書を提出しなかつた場合において、当該取扱金融機関が代位弁済の請求をするときは、保証機関にその理由を記載した書面を提出するものとする。

別表第1 新事業チャレンジ資金の項中

別表第2に定める率(融資対象の(2)にあつては、年0.31%(青少年雇用促進等認定事業者又は女性活躍推進	同上	別表第2に定める率(融資対象の(2)にあつては、年0.31%(青少年雇用促進等認定事業者、女性活躍推進宣言企業登録事業者又は	中小企業者にあつては、各商工会議所又は各商工会組合
--	----	--	---------------------------

を

に改め、同表に次のように加える。

宣言企業登録事業者 (以下「働き方改革推進等事業者」という。) にあつては、 0.21%) )		働き方改革推進企業認定事業者 (以下「働き方改革推進等事業者」という。) にあつては、 0.21%) )	にあつては、 鹿 児 島 県 中 小 企 業 団 体 中 央 会
--	--	---	-------------------------------------

霧島山	中小企業者及び 火山活動緊急 経営対策資金	同上	運転資金に あつては、 2,000万円 設備資金に あつては、 3,000万円	運転 7年以内 (24月以 内の据置 きを 含む。) 設備 10年以内 (36月以 内の据置 きを 含む。) 含む。 )	融資期間が1年 以内の融資 1.8%以内 融資期間が1年 を超えて3年以 内の融資 1.9%以内 融資期間が3年 を超えて5年以 内の融資 2.0%以内 融資期間が5年 を超えて7年以 内の融資 2.2%以内 融資期間が7年 を超えて10年以 内の融資 2.3%以内	同上	同上	同上	別表第2に 定める率	中小 企業 者 に あ つ て は、 各 商 工 会 議 所 又 は 各 商 工 会 組 合 に あ つ て は、 鹿 児 島 県 中 小 企 業 団 体 中 央 会	同上	同上
	組合で、霧島山の 一連の火山活動に 起因して生じた事 由による売上金額 の減少又は売上総 利益率若しくは営 業利益率の低下が 次のいずれかに該 当し、かつ、取引 金融機関からの支 援が確実に見込ま れるものであつ て、申込書があつ せん機関に平成30 年6月22日から平 成31年3月31日ま での間に受理され たもの (1) 最近1月間の 売上金額が前年 同期の売上金額 に比べて10%以 上減少しており、 かつ、今後も 売上金額の減少 が見込まれる こと。 (2) 最近3月間又 は6月間の売上 金額が前年同期 の売上金額に比 べて5%以上減 少しており、か つ、今後も売上 金額の減少が見 込まれること。 (3) 最近3月間又 は6月間の売上											

総利益率又は営業利益率が前年同期の売上総利益率又は営業利益率に比べて低下しており、かつ、その差が3%以上であること。																				
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第2に次のように加える。

霧島山火山活動緊急経営対策資金	年 1.40%	年 1.25%	年 1.05%	年 0.85%	年 0.65%	年 0.50%	年 0.30%	年 0.10%	年 0.00%	年 0.65%
-----------------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

別記第8号様式の次に次の1様式を加える。

第8号様式の2（第6条，第7条関係）

霧島山火山活動緊急経営対策資金融資対象該当申告書

年 月 日

（商工団体の長） 殿

申告者 住所  
氏名 印  
〔法人にあつては，主たる事務所の  
所在地，名称及び代表者の氏名〕

霧島山の一連の火山活動に起因して生じた下記の事由により，下記の要件に該当することを申告します。

記

1 事由（経営に受けている影響を具体的に記入してください。）

-----  
-----  
-----

2 売上金額の減少要件（(1)又は(2)のいずれかに該当していること。）

(1) 1月間の売上金額の比較

申込時点における最近1月間の売上金額 A	前年同期の売上金額 B	減少率 C [ (B - A) / B × 100 ]
円	円	%

判定 C \_\_\_\_\_ % ≥ 10%

(2) 3月間又は6月間の売上金額の比較

申込時点における最近（3月間・6月間）の売上金額 D	前年同期の売上金額 E	減少率 F [ (E - D) / E × 100 ]
円	円	%

判定 F \_\_\_\_\_ % ≥ 5%

3 売上総利益率又は営業利益率の低下要件

3月間又は6月間の売上総利益率又は営業利益率の比較

申込時点における最近（3月間・6月間）の（売上総・営業）利益率 A	前年同期の（売上総・営業）利益率 B	差 C [ B - A ]
%	%	%

判定 C \_\_\_\_\_ % ≥ 3%

4 支援先金融機関名 \_\_\_\_\_

注1 2及び3についてはいずれかに記載し、表中の（ ）については該当するものを○で囲んでください。

2 売上総利益率（%）＝売上総利益の額÷売上金額×100

営業利益率（%）＝営業利益の額÷売上金額×100

商工団体確認欄

上記について、相違ないことを決算書等で確認しました。

職

氏名

印

## 附 則

- 1 この要綱は，平成30年6月22日から施行する。
- 2 改正前の鹿児島県中小企業制度資金融資要綱（以下「旧要綱」という。）第5条第1項に規定する保証機関（以下「保証機関」という。）が平成30年3月31日までに受理した申込みに係る中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項第5号に該当する特定中小企業者に対する旧要綱第3条第10号に掲げる資金の融資に関する旧要綱第5条第1項に規定する取扱金融機関の保証機関への報告書の提出等については，旧要綱第11条の規定は，この要綱の施行後も，なお効力を有する。